平成２３年（フ）第４４０号
京都市南区西九条横町17番地
破産者　田川　耕治
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
奈良市西大寺赤田町２丁目１番３―105号
破産者　前川　典子
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
奈良県生駒市壱分町1401番地５
破産者　大西　隆男
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
山口県周南市大字大河内903―25、住民票上の住所下松市潮音町５丁目２番２号
破産者　村田　　聡
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２２７号
長崎県長崎市銀屋町２番15号　古川町共同ビル２Ｆ
破産者　森　　保博
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷696番地３
破産者　野口　　誠
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
長崎県長崎市鳴見町343―１　セジュール鳴見ヶ丘102号、住民票上の住所長崎県長崎市北栄町30番14号
破産者　嶋谷　英樹
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
熊本県八代市古閑浜町2731番地１　403、開始決定時の住所熊本県八代市千丁町古閑出2036番地
破産者　西田　文代
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６７号
熊本県八代市千反町２丁目３号４番地　5、開始決定時の住所熊本県八代市本町３丁目６番６号　305
破産者　永田　美紀
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第９２号
熊本県八代市大福寺町803番地
破産者　髙木智代美
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１２４号
熊本県八代市鏡町鏡559番地６
破産者　谷本　隆幸
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４９２号
大分市大字神崎182番地の21
破産者　大野　由己
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙2142番地
破産者　清水　綾一
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
宮崎県日南市大字星倉5049番地　松下方
破産者　以倉　忠信
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第４５８号
東京都三鷹市下連雀３丁目33番３号
破産者　黒田屋アグリトーレ株式会社
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８４３号
東京都荒川区南千住１丁目41―９、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田５丁目９―７―103
破産者　永浦実世和
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４１１号
埼玉県さいたま市岩槻区並木１丁目27―５―106
破産者　長田　勝己
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５０７号
東京都墨田区八広４丁目48―３
破産者　猿田壮太郎
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部